

令和 7 年 7 月 1 日

組合員・利用者の皆様

令和 2 年 2 月に発生した不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、令和 2 年 2 月に契約者の意向を確認せず契約を締結した共済事業に係る不祥事件が発生しております。当該不祥事件につきましては、所管行政庁へ届出を行っており、所管行政庁の指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和 6 年 2 月 28 日に策定した「お客様本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆様に対して、誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. オンライン郵送事務手続きの実施

令和 7 年 4 月より、オンライン郵送事務手続きの運用を開始しました。これにより、遠隔地の関係者との意思確認や事務処理を確実にを行う体制を整え、全 LA（ライフアドバイザー）に周知徹底しています。

2. 知識の再確認

毎月開催する LA 全体会議において、意向把握確認義務や適正な契約形態に関するコンプライアンス研修を実施しています。

3. 契約者と口座名義人が異なる契約の原則引受禁止

契約者と掛金負担者（口座名義人）が異なる契約の引受けを原則禁止としました。やむを得ず引き受ける場合には、支店管理者が契約者に電話確認を行い、意思確認が適正に行われたことを確認する体制を徹底しています。

4. 高齢者対応（70 歳以上）における親族の同席義務化

70 歳以上の高齢者が契約を行う場合、70 歳未満の親族の同席を原則義務化しました。同席が困難な場合には、70 歳未満の親族等への電話確認を行います。さらに、親族が遠方に居住している場合には、オンライン面談または電話による確認を実施します。なお、例外的に 70 歳以上の親族等の同席を認める場合もありますが、慎重に対応を行います。

以上

ハイナン農業協同組合
代表理事組合長 八木 達良